訓令

○内閣府
二〇　内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令　一　149　二六

告示

二　○内閣
国事に関する行為の委任について　四　特18　一
三　国事に関する行為の委任の解除について　一三　特19　一
○内閣府
一〇六　災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件　一　149　二七
一〇七　南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件　二　151　六三
一〇八　総合特別区域の区域を変更した件　一〇　三
一〇九　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件　一四　一
内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一　半島振興法の規定に基づき、半島振興基本方針を定めたことに伴い公表する件　二五　170　九
○宮内庁
八　令和八年歌会始お題「明」の詠進歌の選者が定められた件　一　四
○国家公安委員会
二四　全国交通安全活動推進センターの代表者氏名変更の件　一六　一
二五　自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人を指定する件　三〇　二
二六　一般社団法人日本セキュリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があった件　三一　三
○個人情報保護委員会
一一　特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件　一五　二
○金融庁
六五　銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件　四　二
六六　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　八　二
六七　銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件　一〇　三
六八　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一〇　三
六九　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一〇　三
七〇　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一〇　三
七一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一〇　四
七二　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件　一〇　四
七三　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一六　一
七四　保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件　二三　168　六四
七五　保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件　二三　168　一七
七六　保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準を定める件　二三　168　一七
七七　保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件　二三　168　一八〇
七八　保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の一部を改正する件　二三　168　一九
七九　保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件の一部を改正する件　二三　168　一九
八〇　保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件　二三　168　一九四
八一　保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を改正する件　二三　168　一九六
八二　競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件を廃止する件　三一　三
八三　金融商品取引法施行令第六条の二第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件　三一　三
八四　金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件の一部を改正する件　三一　三
二　保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件を廃止する件　二三　168　一九六
○金融庁、農林水産省
一七　農業協同組合法第十条第十八項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件　一　149　三三
○消費者庁
八　健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件　一四　一